

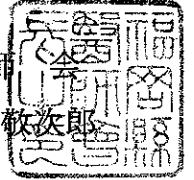


福岡県医第423号(地)

平成15年 5月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
(SARS対策第16報)等の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群(SARS)につきましては、貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、標記の件につきまして、日本医師会感染症危機管理対策室並びに福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、SARSへのり患を予防するため、中国河北省への渡航について渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行を延期するよう求めるものであります。

また、重症急性呼吸器症候群(SARS)に関する検疫所の対応についての通知が各検疫所長宛に、さらに、旅館業における重症急性呼吸器症候群(SARS)への対応についての通知が、各都道府県・政令市、特別区衛生主管部(局)長宛なされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室より併せて報告がありましたのでご参考までにお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知くださいますとともに、貴会管下医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

(地 55F)
平成15年5月21日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
(SARS対策第16報)等の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群(SARS)に関しましては、平成15年3月13日付(地 238F)等をもって貴会宛に情報を提供いたしました。

今般、別添のとおり、「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について(SARS対策第16報)の通知が、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長宛になされました。

本通知は、SARSへのり患を予防するため、中国河北省への渡航について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するよう勧めるとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答するよう求めるものであります。

また、重症急性呼吸器症候群(SARS)に関する検疫所の対応についての通知が各検疫所長宛に、さらに、旅館業における重症急性呼吸器症候群(SARS)への対応についての通知が、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長宛になされました。

つきましては、参考までに本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健感発第0518001号
平成15年5月18日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
(SARS対策第16報)

渡航情報については、香港、中国広東省、北京市、中国山西省、天津市、中国内モンゴル自治区及び台北への不要不急の旅行を延期することをお勧めし、台湾への渡航の是非を検討するよう助言しているところであるが、17日、WHOから、河北省への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告が出されたところである。ついては、本症候群へのり患を予防するため、河北省への渡航について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するようお勧めするとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いする。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>) 及び本通知の内容については、外務省とも協議済みであり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添える。

健感発第 0519001 号
平成 15 年 5 月 19 日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、平成 15 年 4 月 3 日付健感発第 0403002 号通知により健康相談室での医師による診察、医療機関の受診の助言等をお願いしているところですが、今般、台湾からのツアー観光客が日本での観光を終え、台湾に帰国後、SARS に感染していることが確認されました。

このため、中国、香港、台湾から本邦へ来航する航空機等の乗客のうち、別紙 1 の項目に一つでも該当する者（SARS の疑いのある者との濃厚接触等）が確認された場合は、当該者の健康監視を行うため、国内における連絡先（宿泊先、電話番号）を申告させることとしました。

各検疫所におかれましては、当該者が確認された場合は、別紙 2 により滞在期間中の連絡先の記載をお願いし、記載内容の漏れ等を確認するとともに、健康相談室において問診等を実施するようお願いいたします。

また、当該者に対しては、旅行期間中の留意事項について十分説明するとともに別紙 3 を配布するよう併せてお願いいたします。

追 加 質 問 項 目

- SARS の疑いのある人と到着前 10 日以内の接触状況について、記入してください。

1 . SARS の疑いがある者を治療している医療機関で働いていたことがありますか。

☐ あり ☐ なし

2 . 同居の家族等で SARS の疑いで入院した人がいますか。

☐ あり ☐ なし

3 . その他、SARS の疑いで入院した患者に見舞いするなど接触したことがありますか。

☐ あり ☐ なし

- 解熱剤の使用の有無

☐ あり ☐ なし

- 職 業 _____

- パスポート番号 _____

- 今回旅行された滞在国名（過去 10 日）

○ あなたが日本に滞在する期間の連絡先を記入してください。

・氏 名 _____ ・性別 ☐ 男 ☐ 女 ・年令 _____ ・国籍 _____

・連絡先

滞在期間	連 絡 先
月 日 ~ 月 日	宿泊先名 _____ 住 所 _____ 電話番号 (- -)
月 日 ~ 月 日	宿泊先名 _____ 住 所 _____ 電話番号 (- -)
月 日 ~ 月 日	宿泊先名 _____ 住 所 _____ 電話番号 (- -)

○ 検疫所記入事項

健康診断の状況			
・発熱 【 有・無 】 (健康診断時の体温 _____) ・咳、呼吸困難感などの呼吸器症状 【 有・無 】			
ツアーの場合は旅行代理店名等を記入			
・住 所 _____ ・担 当 者 _____ ・電話番号 (- -)			
診察年月日	月 日	担当医の氏名	

日本に滞在される方へ

- あなたは、日本に滞在期間中は次の項目に従ってください。
 - ・ 滞在期間中は、毎日 2 回（朝、夕）体温測定を行ってください。
 - ・ 体温測定の結果を下記の連絡先へ電話してください。
その際あなたの名前、整理番号を必ず言ってください。
 - ・ 滞在期間中、発熱、咳、呼吸困難などの症状があらわれた場合は
直ちに下記の連絡先へ電話してください。
- あなたの整理番号 _____

連絡先

住 所 ○ ○ ○ 県 ○ ○ ○ 市 ○ ○ 町 1 - 2 - 2

厚生労働省 ○ ○ 検疫所 検疫課

電話番号 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○
ファクス ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

健衛発第0519001号

健感発第0519002号

平成15年5月19日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

旅館業における重症急性呼吸器症候群（SARS）への対応について

我が国では、現在のところ、SARSの患者は発生していないものの、SARSへの不安が強まっていることから、今般、旅館業におけるSARSへの対応についての留意事項を下記のとおりまとめましたので、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

なお、現時点での医学的知見によると、SARSコロナウイルスは有症者だけに感染性があり疾病を伝播しうること、すなわち、症状がない期間はヒトに感染させることはないと考えられていること、また、有病者の2メートル以内での会話、有病者の看護又は介護、有病者との同居、有病者の体液や気道分泌物に直接触れる等の濃厚な接触がなければ感染伝播することはないと考えられていることから、各営業者においていたずらに過剰な反応に陥らないよう、併せて御指導をお願いいたします。

記

1. 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、都道府県の行動計画等 S A R S に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法第 6 条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者から体温計の貸出を求められたら衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (4) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。

2. S A R S コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応

宿泊者から S A R S コロナウイルスへの感染が疑われる旨の申し出があった場合、又は宿泊者が 又は に該当し、38 以上の発熱や咳、呼吸困難の症状があることが確認された場合は、以下の対応をとること。

WHO が公表した「最近の地域内伝播」が疑われる地域に旅行又は居住し、本邦入国後 10 日以内の者

S A R S と診断された者あるいは疑われる者を看護、介護若しくは同居して又は気道分泌物若しくは体液に直接接触して 10 日以内の者

WHO が公表した「最近の地域内伝播」が疑われる地域

(平成 15 年 5 月 14 日現在)

中国(北京、広東省、河北省、香港、湖北省、内モンゴル自治区、吉林省、江蘇省、山西省、陝西省、天津、台北)、フィリピン(マニラ)、シンガポール

- (1) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。
また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

- (2) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
- (3) 感染が疑われる宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所に S A R S コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生したことを連絡し、その後の対応策について保健所から指示を受けること。
- (4) 宿泊者名簿の記載により、保健所が行う当該宿泊者の宿泊期間中における他の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
- (5) 保健所の指示が得られるまでの間、緊急に対応する必要がある場合は、感染防止対策のため、以下の対策を講じること。

感染が疑われる宿泊者の医療機関への移送

感染が疑われる宿泊者の医療機関への移送は、保健所の指示に従うこととするが、急を要する場合は、当該都道府県の定めた計画に準じ、救急車等を手配し医療機関へ移送すること。

なお、当該手配の際、S A R S の疑いのあることを伝えること。

消毒

施設の消毒は、保健所の指示に従うこととするが、急を要し、自ら行う場合は、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）の手指や体表の接触部（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、別添「家庭・職場における消毒（例）改訂版（国立感染症研究所感染症情報センター）」を参照し、消毒を実施すること。

3. 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

- (1) S A R S コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者又は従業員に接触した可能性のある従業員への対応は、保健所の指示に従うこと。
- (2) 就業中の従業員に S A R S と疑われる症状が発生した場合の対応は、「2. S A R S コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応」に準じること。

- (3) 従業員から、本人又は家族に S A R S コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合、使用者は、保健所又は医療機関に連絡させ、その指示に従わせること。

(別添)

家庭・職場における消毒 (例) 改訂版
(2003年5月15日改訂)

感染症情報センター

この消毒例はSARSの「疑い例」あるいは「可能性例」が確認された場合に、家庭や職場での消毒について記載したもので、新たな知見の集積などにより変更されることがあります。

また、入手の容易さを考慮して家庭用の漂白剤を使った例を記載しています。消毒用エタノール (薬局などで入手可能) など、エンベロープのあるウイルスに効果のあるとされている消毒薬が入手可能な場合はこれらを使うことも推奨されます。有効性が認められると考えられている消毒薬については、「SARSコロナウイルスに対する消毒剤の適用 (例)」を参照して下さい。また、消毒薬の種類によっては、有機物を取り除いておかないと効果が薄れるもの、引火性、粘膜刺激性、あるいは発ガン性があるものもあるので必ず注意書きをよく読み、それらを守って使用する必要があります。最近のSARSコロナウイルスの環境中での生存に関する知見や、感染経路が完全には解明されていないことなどを考慮し、「疑い例」「可能性例」の患者に関連した家庭や職場での消毒を行う際には、これらの患者の医療機関での対応に準じることが望ましいと考えられます。N95マスク (最低限)、手袋 (両手)、ゴーグル、使い捨てガウン、エプロン、汚染除去可能な履物で個人的な防御を行った上で行うことが望まれます。

また、電化製品などを消毒する場合には細心の注意を払い、機器に水分などが入り込まないようにします。また、下痢便などではこのウイルスが4日間程度生存することも指摘されており、トイレの消毒の際は、飛沫などが飛び散らないように注意が必要と考えられます。ここで使用している家庭用漂白剤は次亜塩素酸ナトリウムが成分である塩素系の漂白剤 (5%濃度) のことです。(例 : ハイター、キッチンキレイキレイ)

1：家庭や職場

●居間・食事部屋

【対象】

ドアノブ・窓の取手・照明のスイッチ・ソファ・テーブル・椅子・電話機・コンピュータのキーボードとマウス・小児の玩具・床・壁など

【方法】

- ・100倍に希釈された家庭の漂白剤（家庭漂白剤1に対して水道水99）で完全に拭く（最終濃度0.05%）
- ・特に手などが触れる部分は、50倍に希釈した漂白剤（家庭漂白剤1に対して水道水49）を使用する。（最終濃度0.1%）その後、「から拭き」をする。

●台所とトイレ

【対象】

水道の蛇口・シャワーヘッド・浴槽・洗面器・ドアノブ・窓の取っ手・照明スイッチ・排水溝・水洗便器と流水レバー・便座とフタ・汚物入れ・壁・床など

【方法】

・便器

100倍に希釈された家庭の漂白剤（家庭漂白剤1に対して水道水99）（最終濃度0.05%）とトイレブラシを使ってきれいにする。その後、水を流す。

・浴槽や洗面台

100倍に希釈された家庭の漂白剤（家庭漂白剤1に対して水道水99）（最終濃度0.05%）通常のブラシを使ってきれいにする。その後、水でよくすすぐ。

・排水溝

100倍に希釈された家庭の漂白剤（家庭漂白剤1に対して水道水99）（最終濃度0.05%）を注ぐ。5分間経過したら、水を流して排水する。

●その他（食器・衣類・寝具）

【方法】

「疑い例」あるいは「可能性例」の患者が着ていた衣類や寝具については、衣類・布団や枕のカバーは熱湯消毒（80℃、10分以上）してから洗濯機にかける、熱水洗濯を行う。

または、10-100倍に薄めた家庭の漂白剤（最終濃度0.5-0.05%）で清拭または30分間浸漬。

2：職場や集合住宅の共用部分

現在のところ建物全体や近所の家などに対して特別な消毒は必要ないと考えられます。しかし、以下の共用部分については、清掃・消毒を行うことが推奨されます。

【対象】

- ・エレベーター（昇降機）あるいはエスカレーター
特にエレベーターの呼出しボタン、停止階ボタン、エスカレーターの手摺り部分
- ・建物への出入り口
建築の入口にあるドアノブやハンドル、セキュリティ対応のオートロックボタンなど不特定の人が触れる部分。
- ・共用のトイレ、給水場所など

【方法】

- ・100倍に希釈された家庭の漂白剤（家庭漂白剤1に対して水道水99）（最終濃度0.05%）で完全に拭く
- ・特に手などが触れる部分は、50倍に希釈した漂白剤（家庭漂白剤1に対して水道水49）（最終濃度0.1%）を使用する。その後、「から拭き」をする。
- ・トイレについては家庭や職場の例を参照。